

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第39号（令和4年6月）広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第9回西広島駅北口土地区画整理審議会が5月31日（火）に西区地域福祉センターで開催されました

なお、この度の審議会は、新型コロナウイルス感染症対策について、各委員の了承を得た上で開催したものです。

○ 審議会の内容【非公開】

個人情報を含む内容であることから非公開にて開催し、仮換地指定の軽微な変更についてご報告しました。

・ 仮換地指定の軽微な変更について

本地区の新たな移転先を指定する仮換地指定については、昨年の9月に全ての街区で仮換地指定の手続きを終えています。

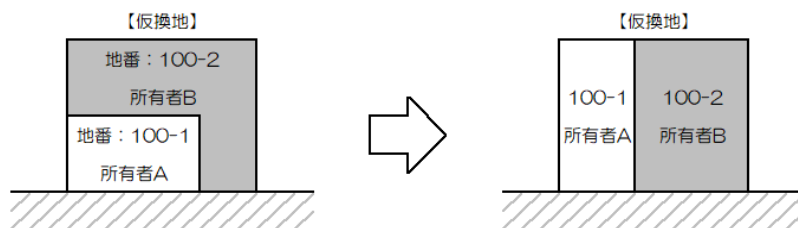
この仮換地指定の手続きを終えたことで、権利者の皆様からの申出により、仮換地の「変更」や「分割又は合併」、「交換」といった、仮換地変更等の手続きが行えるようになっていきます。

第9回審議会でご説明した内容は、権利者様から申出のあった仮換地の「変更」や「合併」の手続きを行った全4件（変更の内容が軽微なもの）となります。

こうした、仮換地の「変更」や「合併」の事例については、令和2年12月にお配りした第28号まちづくりニュースでもご紹介しておりますが、今回報告した内容の事例を再度ご紹介します。

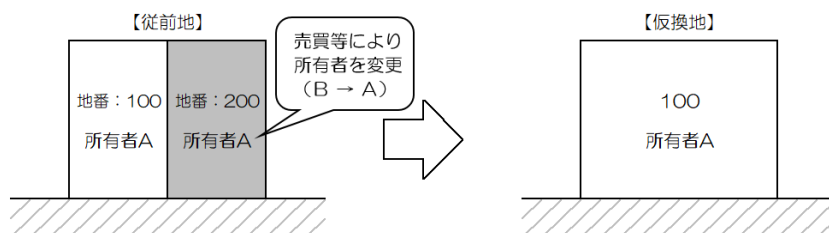
事例1・・・仮換地の「変更」

複数筆から成る仮換地において、各筆の間口、奥行等を関係権利者の同意により、形状を変更



事例2・・・仮換地の「合併」

売買等により、従前の土地の所有者が同じになったことにより合併



連絡先

広島市 都市整備局 都市機能調整部 西広島駅北口地区区画整理事務所

担当：審議会に関すること：寺戸、長岡 電話番号：082-532-5122

仮換地に関すること：大田、森川 Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp